

# 追 加 提 出 資 料

法 務 省

- 1 難民認定の資料に係る外交機密等に関する資料について
- 2 公安審査委員会の審査会議録について
- 3 行政訴訟と刑事記録について
- 4 難民認定業務の特殊性（海外において生じた事象を対象にしている）から，出訴期間をいたずらに延長すると証拠の散逸を招くおそれがあることについて

## 1 難民認定の資料に係る外交機密等に関する資料について

難民認定業務の遂行に当たり、外国政府等の有する情報等について、外務省等の関係機関を経由して調査を行う場合があるところ、外務省等を通じて調査を行った場合、次の理由により、当該回答文書をそのまま対外的に公表することのできない場合がある。すなわち、外務省等が当該情報を相手国又は国際機関との特定の信頼関係に基づいて入手する場合があるところ、このような場合には、当該回答内容や回答主体（注）をそのまま公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第3号、民事訴訟法第223条第4項第1号）が生じる場合があるためである。

なお、このような文書について法廷等の場において公表を求められた場合には、当該文書の中で上記信頼関係の観点から明らかにして差し支えないと考えられる部分についてのみ公表する取扱いとしている。

（注） 例えば、外国政府が発行したと称する文書（逮捕状、呼出状等）の発行事実又は真偽等に係る調査を依頼した場合における当該回答文書には、当該調査に係る個別・具体的な照会先や調査の具体的手法等といった情報が往々にして含まれている。

## 2 公安審査委員会の審査会議録について

### (1) 公安審査委員会の任務及び組織等

公安審査委員会は、破壊活動防止法（以下「破防法」という。）及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）の規定により公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行うことを任務としている（公安審査委員会設置法第1条の3）。

一般に、行政処分は、調査する行政機関がその調査した結果に基づき自ら判断、決定するものである。しかし、破防法及び団体規制法に基づく規制処分については、調査機関と決定機関とを分離し、公安審査委員会は決定機関として、調査機関である公安調査庁長官の規制処分請求を受けて始めて審査を行い（破防法第11条、団体規制法第12条第1項）、処分の請求が理由があるときは処分を行う決定をし、理由がないときは棄却する決定をする（破防法第22条第5項、団体規制法第22条第1項）という、司法手続に準じた手続構造をとっている。

公安審査委員会は、行政処分の決定機関としての独立性を確保するために、国家行政組織法第3条第2項に基づいて法務省の外局として設置されており（公安審査委員会設置法第1条の2）、同委員会を構成する委員長及び委員6名は、独立して職権を行うものとされている（同法第3条）。

### (2) 審査会議及び審査会議録の内容等

公安審査委員会は、公安調査庁長官の規制処分請求の当否を審査するために、審査会議を行い、審査会議録を作成している。審査会議は、委員長及び委員が出席し、決定に至るために必要なあらゆる事項について議論を尽くす場であり、裁判所の合議に相当するものである。審査会議録は、公安審査委員会が審査会議を開いたときに作成し、会議の日時、場所、出席者の氏名、議事又は会議の概要及び決議事項その他委員会が必要と認めた事項を記載するものである（公安審査委員会審査規則第8条、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく規制措置の手續等に関する規則第17条、公安審査委員会会議規程第10条）。

現在、既に作成されている審査会議録には、上記規程で定める内容を基本として、規制処分を行うべきか否かを判断するために事案の個々の争点について委員等が見解を表明し意見を交換した内容、検討課題の設定とその解決のための手法についての議論、決定の原案の作成から最終稿を確定させるまでの討議討論、意見聴取期日の手續の進行方法についての検討などの審査会議の内容が詳細かつ具体的に記載されている。

### (3) 審査会議録の公開による弊害等

審査会議において扱う事案が破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に規制を加える処分の当否であるという特殊性に照らし、同会議録が公になることにより、被請求団体構成員及びその関係者（以下「被請求団体関係者」という。）が、評議においてや証拠資料の中で同団体に不利益な発言をした者がいることを聞知し、その者の生命・身体・財産等に対して危害を加える危険性があり、また、今後の審査に当たり、委員等において、被請求団体に不利益な発言をすれば被請求団体関係者からその生命・身体・財産等に危害を加えられる危険性を認識しながら審査を行わざるを得なくなるもので、公になることにより、率直な意見交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ大きい。

（注） 公安審査委員会は、合議（評議及び評決）の過程を通じて、各委員の意見の主観性が捨象され、判断が客観性を備えるようになることをその一つの特色としているものである。そこで、各委員の意見が忌憚なく述べられ、外部のいかなる者の影響からも独立して評議等を行い得るよう、公安審査委員会会議規程第8条及び第9条において、会議の非公開、意見の非公表並びに会議の経過及び内容の秘密は守られなければならないとされている。

したがって、審査会議録の公開は、公安審査委員会における審査及び決定の適正を損なうものであって、その弊害は極めて大きい。

## 3 行政訴訟と刑事記録について

刑事事件関係書類は、捜査・刑事裁判・刑の執行のために作成・保管・使用さ

れるものであって、これらの書類が懲戒処分等の行政処分の資料に使われることは、そもそも予定されていない。

刑事処分を受けたことを理由とする行政処分の効力を争う場合であっても、当該行政処分を決定するに際して用いた資料の範囲で行われるべきものであり、通常は、処分を受ける本人からの聴取報告書や、刑事裁判を傍聴した結果や刑事確定訴訟記録法に基づく閲覧結果をまとめた当該行政庁作成に係る報告書等がその資料に当たると考えられる。取り分け、不起訴処分となった場合については、当該不起訴処分がなされたことに基づいて懲戒処分を行うのではない。

したがって、刑事裁判で有罪になった事件又は不起訴処分とされた事件で懲戒処分になり、その取消しを求める行政訴訟において、犯罪事実の有無を争うために刑事事件関係書類を利用しようとして行政訴訟への提出を強制することは相当ではない。

前回提出した意見は、あくまで、行政処分の資料として用いられていない刑事事件関係書類について、民事訴訟における文書提出義務の対象から除外されている趣旨が、行政訴訟において当てはまるとするものである。

#### 4 難民認定業務の特殊性（海外において生じた事象を対象にしている）から、出訴期間をいたずらに延長すると証拠の散逸を招くおそれがあることについて

福井委員からの証拠散逸に関する指摘事項について補足すると、難民認定の実務においては、往々にして例えば次のような場面がある実状にある。

- (1) 難民認定申請者は、自らの難民性を立証するための資料を必ずしも十分にそろえることなく申請に及ぶケースが多々あるところ、このような場合において、申請者は、申請後に海外へ在住する親戚等を通じて資料の収集を依頼することが多い。難民認定の事務においては、申請者がこのような形で海外に調査・収集方依頼した資料が一次処分（不認定処分）後に申請者の下に届けられ、一次処分後の異議審、退去強制手続又は取消し訴訟の段階（以下「訴訟段階等」という。）において提出されるといった場面も往々にしてあるのが実状である。
- (2) (1)のケースにおいて、例えば、申請者のAという供述（供述自体は一次処分前に行われている。）の信ぴょう性を補充するための資料と称してBという資料が訴訟段階等において提出された場合において、当該B資料の信ぴょう性を更に高める又は全く否定するCという資料が海外に存在することも多々あり、当該B資料を端緒として当局において独自に調査を行うことにより、かかるC資料を収集することができる場合がある。しかしながら、C資料は海外に存在する資料であることから、その性質上、遅滞なく調査・収集されないと散逸してしまうおそれが常に存在する性質のものである。また、行政訴訟に係る出訴期間をいたずらに延長することによって、かかる制度を悪用する事案、例えば、（B資料の信ぴょう性を否定する）C資料が海外において散逸されたこ

とを確認してからB資料を提出するといった事案が生じることも考えられるが、仮にこのような事態が生じた場合、最早被告行政庁は原告と対等な立場で争うことは不可能である。

(注) 市村委員(東京地方裁判所判事)から、難民認定に係る特殊事情として、基準時の問題に係る指摘がなされており、これら指摘はアフガニスタン(タリバン崩壊前と崩壊後で大きく政治的事情が変化している。)の事案を想定したものと推測される。当該指摘は、直接的には、証拠散逸の観点というよりはむしろ、法律関係の早期確定の観点からの指摘事項であると推測されるが、このような政変により資料が散逸するおそれがある点にも留意が必要と考えられる。